

府民簡易監査 ホームページ公表案

【 教育委員会 】

件 名	京都府教育委員会の事務の進め方等について
<p>申立概要 【受理 4. 3. 2】</p>	<p>京都府教育委員会（以下「府教委」という。）が申立人の親子関係を確認されたとする文書は、2年前の古い情報で、本人に無断で利用されており、申立人（母親）には法定代理人が誰であるのかの確認がなされていないなど、事務の進め方や対応の改善を求める。</p>
<p>確認事項 【通知 4. 4. 19】</p>	<p>府教委は、当該文書の記載内容により、申立人と子の親子関係を確認することができたことから、当時、未成年であった子の法定代理人である申立人（母親）の同意を得ることで、子の個人情報の提供について、併せて同意を得たものと考えて対応した。</p> <p>なお、府教委は、申立人の同意などが、書面ではなく、口頭で行われたことについて、手続きに不備があったと考えている。</p>